



令和5年1月31日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年12月5日付4主資評第437号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

なお、次期税務基幹システムによる地方税の賦課徴収に関する事務全般については、評価書番号31により既に特定個人情報保護評価を終えたところである。ただし、次期税務基幹システムは令和9年1月に稼働を開始する予定のため、それまでの間は、現行システムにより地方税の賦課徴収事務を行う。現行システムにおける評価対象事務については、所定の時期を迎えるものから、順次評価の再実施を行う。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（固定資産税（償却資産）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務が大規模な業務であることに鑑みると、当該事務について委託の必要性は高いと考えられる。一方、委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要である。
- (2) 当該事務については、委託先及び再委託先への管理監督は、適正であることが確認できた。加えて、申告書に記載された特定個人情報を入力する業務委託については、再委託を行わず、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 他の自治体において、無断での再委託や委託先からの漏えい事案等が

発生していることから、納税者の不安を払拭するためにも、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

当該事務については、今後も継続して一定量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、枚数確認や、保管・廃棄委託に際しての都職員の立会いなど、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。

3 特定個人情報の正確性担保について

適正な課税事務の実施や納税者のプライバシー保護のためには、本人確認用データ及び税務総合支援システムに登録された情報の正確性が重要である。

当該事務においては、申告書に記載された個人番号をあて名管理システムに登録するという重要なフローを含むことから、今後も引き続き、マニュアル、研修、チェック体制の充実など、正確な入力業務の確保に努めること。

4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和4年12月5日	諮問
令和4年12月7日、14日及び21日	本評価書案概要説明・審議 (第65回特定個人情報保護評価部会)
令和5年1月17日	審議(第66回特定個人情報保護評価部会)
令和5年1月31日	「地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏